



人と企業のトータルブレーン

令和 2 年 10月 12日 第 111 号

㈱ マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP http://mac-8812.co.jp  
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

助成金を活用しませんか？ ②

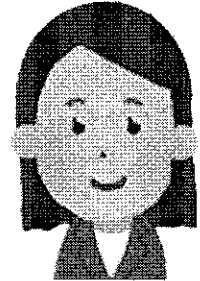
2. キャリアアップ助成金 諸手当制度共通化コース

有期雇用労働者にも正規雇用労働者と同じように諸手当を支給している場合に支給されます。

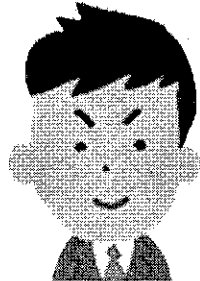
※ 家族手当や精進勤手当を有期雇用労働者にも支給する場合等

- ・ 受給額 中小企業の場合  
38万円(一定の要件を満たせば48万円)
- ・ 加算額 ① 対象労働者1名追加ごとに15,000円(18,000円)上限20名まで  
② 同時に共通化した手当1つにつき16万円(19.2万円)上限10手当まで

【例】 もともと社員にのみ住宅手当、家族手当、精進勤手当が支給されていた場合



Aさん



Bさん

有期雇用のAさん、Bさんにも住宅手当、家族手当、精進勤手当を支給

6ヶ月後

支給申請を行い、

助成金38万円 + 加算① 15,000円 + ② 16万円 × 2 = 71万5,000円が支給可能。 ※ 事前に計画届の届出が必要となります。

弊社労務部門で上記申請代理を行っております。お気軽にご相談ください。